

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月17日
【発行者名】	平和不動産リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 東原 正明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町9番1号
【事務連絡者氏名】	平和不動産アセットマネジメント株式会社 業務管理部長 斉藤 卓也
【電話番号】	03-3669-8771
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券に係る投資法 人の名称】	平和不動産リート投資法人
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資証券の形態及び金 額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 5,567,772,800円 売価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 286,407,000円  (注) 今回の一般募集は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、 当該発行価額と異なる価額（発行価格）で行う募集のため、 一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なりま す。
安定操作に関する事項	1．今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する 上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要がある ときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する 安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品 市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取 引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月7日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年11月17日開催の本投資法人役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

##### 1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他

##### 引受け等の概要

##### 2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

#### 第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

##### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

下線\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。

なお、発行価格等決定日が平成26年11月17日（月）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成26年11月18日（火）から平成26年11月19日（水）まで」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成26年11月18日（火）から平成26年11月19日（水）まで」、シンジケートカバー取引期間は「平成26年11月20日（木）から平成26年12月18日（木）までの間」となります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

## 1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

## (3)【発行数】

&lt;訂正前&gt;

66,400口

(注)一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主である平和不動産株式会社（以下「平和不動産」といいます。）から3,300口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

66,400口

(注)一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主である平和不動産株式会社（以下「平和不動産」といいます。）から借り入れる本投資口3,300口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

(後略)

## (4)【発行価額の総額】

&lt;訂正前&gt;

5,330,000,000円

(注)上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(15) その他 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、平成26年10月24日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

&lt;訂正後&gt;

5,567,772,800円

(注)上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(15) その他 引受け等の概要」をご参照下さい。

## (5)【発行価格】

&lt;訂正前&gt;

未定

(注1)発行価格等決定日（後記「(15) その他 引受け等の概要」で定義します。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）から1口当たり予想分配金1,684円を控除した金額に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」といいます。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」といいます。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕[http://www.heiwa-re.co.jp/ja\\_cms/ir/index.html](http://www.heiwa-re.co.jp/ja_cms/ir/index.html)）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注2)平成26年11月17日（月）から平成26年11月20日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

86,790円

(注1) 発行価格等(発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」といいます。)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」といいます。)について、平成26年11月18日(火)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト(「URL」[http://www.heiwa-re.co.jp/ja\\_cms/ir/index.html](http://www.heiwa-re.co.jp/ja_cms/ir/index.html)) (以下「新聞等」といいます。)において公表します。

(注2) 発行価額(本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額)は、83,852円です。

(後略)

#### (14) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金(5,330,000,000円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 6 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限(264,000,000円)については、取得予定資産の取得に付随する諸費用の一部並びに一般募集及び一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口の発行にかかる諸費用の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注2) 上記の各手取金は、平成26年10月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金(5,567,772,800円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 6 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限(276,711,600円)については、取得予定資産の取得に付随する諸費用の一部並びに一般募集及び一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口の発行にかかる諸費用の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注1)の番号及び(注2)の全文削除

#### (15) 【その他】

引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、平成26年11月17日(月)から平成26年11月20日(木)までの間のいずれの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
--------	----	--------

S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	
合計	-	66,400口

(中略)

(注4) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定します。

&lt;訂正後&gt;

以下に記載する引受人は、平成26年11月17日(月)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定された発行価額(1口当たり83,852円)にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)(1口当たり86,790円)で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金(1口当たり2,938円)とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	33,200口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	18,592口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,644口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,992口
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,992口
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	664口
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	664口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	664口
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	664口
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	664口
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	664口
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	332口
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	332口
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	332口
合計	-	66,400口

(中略)

(注4)の全文削除

## 2【売出内国投資証券(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (3)【売出数】

&lt;訂正前&gt;

3,300口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主である平和不動産から3,300口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。したがって、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等(発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト( [URL] [http://www.heiwa-re.co.jp/ja\\_cms/ir/index.html](http://www.heiwa-re.co.jp/ja_cms/ir/index.html) ) (新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>  
3,300口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主である平和不動産から借り入れる本投資口3,300口の売出しです。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

なお、発行価格等(発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、平成26年11月18日(火)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト( [URL] [http://www.heiwa-re.co.jp/ja\\_cms/ir/index.html](http://www.heiwa-re.co.jp/ja_cms/ir/index.html) ) (新聞等)において公表します。

#### (4) 【売出価額の総額】

<訂正前>  
274,000,000円

(注) 売出価額の総額は、平成26年10月24日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>  
286,407,000円

(注)の全文削除

#### (5) 【売出価格】

<訂正前>  
未定

(後略)

<訂正後>  
86,790円

(後略)

### 第4 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

(1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主である平和不動産から3,300口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は3,300口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等に

より減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

(1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主である平和不動産から借り入れる本投資口3,300口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

(後略)